

## 只見町建物提案型公営住宅買取事業実施要綱

令和4年3月25日訓令第14号

### ○只見町建物提案型公営住宅買取事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、只見町が行う建物提案型公営住宅買取事業の発注に当たり、当該事業に最適な受注候補者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式をいう。

(選定委員会における審議)

**第3条** 町長は、受注候補者を公募型プロポーザル方式により特定しようとする場合は、実施の可否並びに提案資格及びその他必要な事項を只見町プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（平成21年訓令第17号）第3条に定める選定委員会において審議するものとする。

(実施の公表)

**第4条** 町長は、公募型プロポーザル方式により受注候補者を特定しようとする場合は、次に掲げる事項をホームページ及びその他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期間
- (2) 応募者の備えるべき参加資格
- (3) 担当課
- (4) 説明書の交付期間、交付場所及び方法
- (5) プロポーザル応募申込書記載事項の説明
- (6) プロポーザル応募申込書の提出期限、提出場所及び方法
- (7) 提案資格審査結果通知書及び提案提出要請の送付期限及び方法
- (8) 提案書の提出期限、提出場所及び方法
- (9) 提案書の取扱いに係る事項
- (10) 提案書の作成様式記載上の留意事項
- (11) 説明書等に関する質問期間、提出方法及びその回答方法
- (12) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場所の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (13) 評価結果が同点となった場合の措置
- (14) 提案資格の喪失に係る事項

(15) その他、町長が必要と認めた事項

(応募申込書の提出)

**第5条** 町長は、前条による公表において指定する日までに、公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者から、プロポーザル応募申込書（以下「応募申込書」という。）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出させなければならない。

(応募申込者の提案資格の確認等)

**第6条** 町長は、前条の規定に基づき応募申込書を提出した者（以下「応募申込者」という。）について第3条の規定に基づき提案資格を満たす者であるかどうかを確認するものとする。

(応募資格確認の通知)

**第7条** 町長は、応募申込者に対し第4条による公表において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、応募者として提案資格が認められなかった応募申込者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第1項の提案資格確認通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募申込者は、町長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(提案書の提出要請)

**第8条** 町長は、第6条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者（以下「有資格参加表明者」という。）に対し、第4条による公表において指定する日までに提案提出要請書を送付するものとする。

(説明の実施)

**第9条** 町長は、業務の性格上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われないうおそれがある場合には、有資格参加表明者又は意思を有する要請者一同に会さない形式で、個々に説明を行う事ができる。

(提案書)

**第10条** 提案書の内容は、当該業務の評価項目に照らし極力簡潔なものとする。また、原則として第4条の規定による公表に示されているもの以外の追加資料は受理しないものとする。

2 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

3 提案書の作成及び提出に要する経費は提案書の提出者（以下「提出者」という。）の負担とする。

4 提出された提案書については、返却しないものとする。

5 提出された提案書は、受注候補者の特定を目的として使用するものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

(提案書の特定)

**第11条** 選定委員会は、提出された提案書及びヒアリングを実施した場合における提案について只見町建物提案型公営住宅建設事業に係る提案内容審査表により評価を行うものとする。

2 町長は、提出者に対し提案評価結果通知書により評価結果を通知するものとする。

3 特定されなかった者は、町長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

4 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して15日以内に書面により回答する。

(特定結果の公表)

**第12条** 受注候補者の特定結果については、ホームページ及びその他の方法により公表するものとする。

(提案資格の喪失)

**第13条** 有資格参加表明者及び意思を有する要請者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第4条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(受注候補者の失格と次点者の繰上げ)

**第14条** 受注候補者が前条の規定により無効となった場合、同条の規定に該当しない者で、かつ第11条第1項の評価が次点の者を受注候補者とすることができる。

(仕様の決定)

**第15条** 町長は、受注候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

**第16条** 町長は、受注候補者と業務について随意契約により締結するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

**第17条** 町長は、提案者が多数あることが見込まれ、受注候補者の特定に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、事前評価等の措置を講ずる

ことができる。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は公布の日から施行する。